

議案第64号

令和4年度 羽生市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

令和4年度 羽生市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第1条 地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和4年11月28日 提出

埼玉県羽生市長 河田 晃 明

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
国 民 健 康 保 険 被 保 険 者 証 更 新 事 業	令 和 5 年 度	330 千 円

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額	
		期 間	金 額
国民健康保険被保険者証更新事業	330		

(単位:千円)

当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			
		特定財源			一般財源
期間	金額	国・県支出金	地方債	その他	
令和5年度	330				330